

定 款

一般社団法人ソフトウェア協会

一般社団法人ソフトウェア協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人ソフトウェア協会（英文名 SOFTWARE ASSOCIATION OF JAPAN。略称「SAJ」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、ソフトウェア（ソフトウェア製品及びインターネット等を利用してソフトウェアの機能を提供するものを含む。以下同じ。）産業に係る基盤整備等を通じ、ソフトウェア産業の健全な発展を図るとともに我が国の情報化を促進し、もって経済・社会の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ソフトウェアの権利保護に関する調査研究
- (2) ソフトウェアに係る技術に関する調査研究及び標準化の推進
- (3) ソフトウェアに係る開発人材の育成並びに動向等に関する調査研究
- (4) ソフトウェアに係るベンチャー企業の発掘及び育成
- (5) ソフトウェアの流通・提供に関する調査研究並びに取引の高度化の推進
- (6) ソフトウェア産業の国際化の推進
- (7) ソフトウェアに係る利用技術向上のための人材育成及び当該人材の無料職業紹介
- (8) ソフトウェアに係るセキュリティ対策等の推進
- (9) ソフトウェアに関する事項の政府、関係機関等に対する意見表明及び具申
- (10) ソフトウェアに関係する機関等との情報交流及び連携
- (11) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同した次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

正会員

個人会員

賛助会員

- 2 正会員は、ソフトウェアに係る事業（開発、流通、運用等）を営む法人（当該事業を営む法人を傘下に持つ純粋持株会社を含む。）または個人及びソフトウェアを利用し、事業を営む法人または個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。
- 3 個人会員は、本会が行うサービスの提供・利用を主とする個人とする。
- 4 賛助会員は、前項に該当しないもので、その事業に協力しようとするものとする。

(入会)

- 第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会において別に定める様式により入会の申込をし、総務委員会の承認を受けなければならない。なお、承認された会員は理事会に報告するものとする。
- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
 - 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（入会金及び会費）

- 第7条 会員は、入会時に、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。
- 2 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退会）

- 第8条 会員が本会を退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。
- (1) 本会の定款又はその他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に1週間前までに通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

- 第10条 会員は、第8条又は第9条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
 - (2) 総正会員が同意したとき。
 - (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (4) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
 - (5) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

（構成）

- 第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

- 第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時総会を必

要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面又は電磁的方法により、総会の日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故等の支障があるときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、議長に対し、事前に代理権を証明する書面を提出し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出しなければならない。

2 代理権の授与は、総会ごとに行わなければならない。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第19条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法によって議決権を行使する事ができる。この場合においては、当該正会員は、議長に対し、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで議決権行使書面を提出し、又は当該議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する。

2 前項によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(総会の決議の省略)

第20条 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印する。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 28人以上45人以内
 - (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、2人を筆頭副会長、2人以上6人以内を副会長、1人を専務理事とする。
- 3 前項の会長1人及び筆頭副会長2人の3人をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては8人、監事にあつては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することができる。

- 2 会長、筆頭副会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事又は監事が、正会員の資格を失ったときは、理事又は監事の地位を失う。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事並びに正会員以外の非常勤理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第29条 本会は、理事及び監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本会は、外部理事及び外部監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第30条 本会に、顧問2人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、会長が任命し、理事会に報告する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 第26条第1項の規定は、顧問について準用する。
- 5 顧問の報酬は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに理事及び監事に通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故等の支障があるときは、理事のうちから議長を選出する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会において承認を得るものとする。

2 前項の計算書類等のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に据え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第43条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(委員会及び研究会)

第46条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会及び研究会を設けることができる。

2 委員会及び研究会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会及び研究会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を得て会長が任免し、職員は会長が任免する。

(実施細則)

第48条 この定款の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の代表理事（会長）は和田成史とする。

